

漁船登録申請書の添付書類一覧表

書 類 番 号		1	②	3	4	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	10	11	12	13	14※	15※	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
申 請 区 分	添 付 書 類	申請書	申請人の住民票（個人番号の記載がないもの）又は印鑑証明書	船舶原簿に記録されている事項を証明した書面（20トン以上）	J C I 又は J C I 全部事項証明書の写し（J C I 登録されている船舶）	戸籍謄本又は登記簿謄本及び相続の場合には相続同意書並びに同意人の印鑑証明書	漁船建造（販売）証明書	推進機関販売証明書又は推進機関経歴書	漁船譲渡証及び譲渡人の印鑑証明書	漁船原簿謄本	建造（転用）許可通知書	変更許可通知書	改造許可通知書	認定通知書	総トン数計算書写し	総トン数に関する証明書写し	小型（5トン未満）漁船の測度調書	船舶検査手帳の写し	無線局加入証明書又は無線局免許状の写し	船舶使用契約証及び使用者の本人確認書類又はその写し	定置免許状の写し又は漁業許可証等の写し若しくは漁業認可指令書の写し又は	漁船登録票返納届書	漁船登録票	（登録長10m以上の漁船に限る）	E I A P P 証書写し	
	書 類 様 式 （別記様式番号）	12 13				16	17	18 5-2	15								14			19		20				
漁 船 登 録	新 造	○	○	○			○	○			△	△		△	△	△	△		△	△	△			○	△	
	転 用	○	○	○	△		△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	
	動力化（1トン未満船）	○	○				△	○		△					△	△	△	△	△	△	△				△	
	譲受	県 内	○	○	○				△	○		△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	○	○		△
		県 外	○	○	○				△	△	○		△	△	△	△	△	△		△	△	△			○	△
	相 続 ・ 合 併	○	○	○		○						△	△	△			△		△	△	△	△	○	○		△
県外からの根拠地変更	○	○	○							○		△	△	△			△		△	△	△			○	△	

（注） 1 ○印の付いている書類は全ての申請の場合に、△印の付いている書類は該当する申請の場合に添付すること。なお、これらの添付書類は一般的な場合のものである。

2 総トン数20トン以上の動力漁船の申請の場合には、書類番号が○で囲まれている書類は省略できる。

3 小型船舶の登録から転用する場合には、書類番号に※が付いている書類は省略できる。

4 上記2以外の申請の場合には、このほかに、合名会社にあつては社員の全員、合資会社にあつては無限責任社員の全員、株式会社及び有限会社にあつては取締役全員、その他の法人（水産業協同組合法第2条の水産業協同組合を除く。）にあつては代表者全員の住民票の写しを添付すること。

5 表中の「動力化（1トン未満船）」とは、1トン未満の無動力漁船への推進機関の据付けのことをいう。

6 同時に複数隻の申請をする場合、住民票（個人番号の記載がないもの）、印鑑証明、戸籍謄本及び登記簿謄本は正本1部でほかは副本で差支えない。

7 小型船舶登録を受けていない船舶を転用する場合には、漁船譲渡証を準用し、「船舶譲渡証」として添付すること。